

平成22年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会  
定例会議審議概要

開催日及び場所	平成23年3月14日(月) 経済産業省別館920号室
出席委員 (50音順)	大久保規子(大阪大学大学院法学研究科教授) 田路至弘(弁護士) 野村豊弘(学習院大学法学部教授) 袁輪靖博(福岡大学法学部教授) 森嶋昭夫(名古屋大学名誉教授)
審議対象期間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
抽出案件	<p>総数6件</p> <p>一般競争入札方式(1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度アジア3R推進フォーラム開催準備及び運営業務</li> </ul> <p>総合評価落札方式(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度グリーン購入法に係る特定調達品目検討調査等業務</li> <li>平成21年度アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク推進業務</li> <li>平成21年度有明海・八代海再生フォローアップ調査(懸濁物調査)業務</li> </ul> <p>参加者確認公募方式(1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度化学物質環境リスク初期評価等実施業務</li> </ul> <p>不落・不調随意契約(1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業(山口県)</li> </ul>
委員からの意見 質問、それらに 対する回答等	別紙1のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	抽出された個々の契約案件についての意見具申又は勧告はなかった。

## 委員からの意見・質問、それらに対する回答等

意見・質問	回答
<p>平成21年度アジア3R推進フォーラム開催 準備及び運営業務 契約方式：一般競争入札 契約相手方：(株)富士通総研 契約金額：24,045,000円 契約締結日：平成21年6月11日 担当部局：廃棄物・リサイクル対策部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的に契約変更があり増額されているが、その要因は何か。 業務量増加により、発注者側からの意向で増額としたのか。</li> <li>・低価格での入札があった場合には、品質確保のために調査をする仕組みがあるようだが、どのような制度なのか。</li> <li>・低入札価格の場合、仮に品質が確保できないとされた際のペナルティー等の処置はあるのか。</li> <li>・予定価格と落札額に大きな開きがあるが、どのような要因が考えられるか。</li> <li>・競争参加資格の要件の設定方法や総合評価方式にするべきか等、今後に向けての改善点は考えられるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中韓環境大臣会合に基づく3Rセミナーについて、アジア3R推進フォーラムの設立会合に合わせて実施してほしいとの要請が、中国と韓国政府からあったため、発注者側の都合により、この業務に追加したものである。</li> <li>・環境省の内部通達により、低入札価格調査制度がある。 請負契約における低入札価格の調査基準は、予定価格が一定の額を超える契約について、予定価格に対して一定の割合に満たない価格での入札があった場合に、入札者からの事情聴取、資料の提出及び関係機関への照会等を行うこととなっている。</li> <li>・低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされない恐れがある場合は、最低価格入札者を落札者としことができ、また、その当該入札者の行為に、特に重大な問題があると認められる場合には、指名停止などの措置を講ずることとなる。</li> <li>・落札者が過去の経験から職員を有効に配置させる計画を立て、人件費を安価に抑えることができたことにより、予定価格との差が生じたのではないかと考える。</li> <li>・会議の成功は、契約相手方の姿勢にも左右される場合があるが、国際会議の企画、運営等の実績が1回以上という要件の設定は、考えるべき点であり、今後は、総合評価落札方式での調達も考えていきたい。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国際会議の開催準備及び運営に係る契約の予定価格の価格設定はどのようにしているか。</li><li>・ 招聘者もその旅費も決まっています、これほど予定価格と落札額が開くことはないと思うが。</li><li>・ 競争参加資格の要件の設定においては、国際会議に精通している独立行政法人や財団法人等にどのような要件が必要か意見を聞くことや、予定価格でも旅費等については、ディスカウントを前提にした設定を行うような工夫を環境省として全体的に考えていただきたい。</li><li>・ 予想したマンパワーが不足した場合は、発注者側が埋めることとなるのか。</li><li>・ 本来請け負わせるところを発注者側が補うとなると、折角、競争入札を行っても額面どおりに受け取って高い金額になった業者と、無理して安い額を入れて足りないところは発注者側に補ってもらおう業者とでは、公正さに欠けるのではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 招聘者の旅費、会場の使用料、通訳の手配に大きな金額が発生するところである。それとともに、会議の運営設計をする人件費等を過去の開催実績を参考にしながら予定価格の設定を行っている。</li><li>・ 契約相手方は、公告後即座に切符の手配等を行っており、安価なチケットを確保した上で応札している業者もあり、当省の予定価格との大きな開きがあった要因の一つと考えられる。</li><li>・ 今後の国際会議等に関しては、総合評価、或いは企画競争又は金額だけの競争に切り離すことが可能な部分があるか等について、環境省内に設置している契約委員会でも議論していきたいと考える。</li><li>・ 仕様書では、何人のスタッフを配置という程度の記載のため、足りない部分は発注者側で動かざるを得なかった。</li><li>・ 競争入札に当たっては、分かり易く、どの業者でも同じように受け取れ、見積もできるような仕様書等を作成するよう、直すべきところは見直して行きたいと考える。</li></ul>
---	---

意見・質問	回答
<p>平成21年度グリーン購入法に係る特定調達品目検討調査等業務            契約方式：総合評価落札方式            契約相手方：(株)インテージ            契約金額：22,050,000円            契約締結日：平成21年6月17日            担当部局：総合環境政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ、応札者が1者であったのか。継続性というものが一つの問題なのか。</li> <li>・このような業務は、一度枠組みができてしまえば、後は部分的に変更することが一番効率的だと思われるが、総合評価方式でやるべき内容の業務なのか。</li> <li>・競争入札に変更したのは何年前からか。契約相手方は継続しているのか。</li> <li>・この業務は、かなり専門性の高い業務と思われ、事務局的なことまで行うようだが、業者はどこまで行うのか。</li> <li>・専門的な知見が高くなければならず、第三者的な検討会の設置もあり、環境省としてもしっかりと押さえるべき業務ということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して業務を実施する方が、業務に詳しく有利と思われるが、必ずしも継続でなければならぬとは考えていない。            入札参加者の門戸を広げるため、特別の競争参加資格の要件は設けていない。            また、検討会の資料や冊子について、すべてを毎年度公開していることから、基本的に他の業者でも参加できると考えた。</li> <li>・国際規格が年度途中でどのように変わるのかわからなく、発注する段階では変更について念頭に置きづらい点がある。            ある程度の変更内容は示せるが、それがすべてではなく、幅広に必要なものを変えていくという形にせざるを得ないため、1年セットで考えて発注する状況にあり、入札者に価格のみならず、技術や創意工夫等を提案させる総合評価方式とした。</li> <li>・18年度以降、競争入札を行っている。            契約相手方は、それ以前の随意契約の時から継続してこの業務を請け負っている。</li> <li>・まず、市場動向等を把握する調査を実施し、変更箇所を洗い出し、検討会に諮る業務を行ってもらおう。            最終的には、基本方針変更案の作成までを行う。</li> <li>・環境省が主導的に行っているところの省エネやリサイクルの基準等と、民間の基準については契約相手方に行ってもらおう二通りの形となっている。</li> </ul>

・環境省が独自に行う政策的な判断に関わる業務という気がするが、事務局運営的な業務は外に発注せざるを得なく、そこはバランスを取って実施しているということか。

・契約相手方だけでは、例えば他省庁との協議ができないので、最終的には環境省が他省庁の意向を把握しながらハンドリングしなければならない業務である。  
契約相手方には、この業務が膨大なものであるため、民間の市場動向等や環境省が把握していない情報の収集を依頼している。  
省庁間でやるべきことや検討会の内容については、環境省で意思決定していくことで整理しており、業務の役割分担は適切にできていると考えている。

意見・質問	回答
<p>平成21年度アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク推進業務            契約方式：総合評価落札方式            契約相手方：(財)自然環境研究センター            契約金額：32,970,000円            契約締結日：平成21年4月13日            担当部局：自然環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、総合評価落札方式としたとのことだが、以前の契約方式はどのようなものだったのか。</li> <li>・最終的に応札者が1者であり、業務内容としては、他者には難しいという説明だったが、費用の点についてはどうなのか。</li> <li>・各国の担当官や関係機関との調整も契約相手方に行ってもらえるのか。</li> <li>・基本的な業務の内容としては、地域会合を日本で開催し、その段取り等も業務に含まれているということか。</li> <li>・業務内容では、サンゴ礁の保護に係るノウハウが必要だと思うが、その内容の部分と会議開催に係る部分を併せて入札する妥当性はどのように考えるか。            予定価格の積算は、別々に行っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度は企画競争方式で実施した。            20年度中に概ね戦略を策定する方向性が各国とも合意され、大体の作業が見えてきたことから、総合評価落札方式に移行した。</li> <li>・積算上は、海外からの招聘旅費や会議開催の経費は計算しやすいと思うが、実際に海洋保護区のデータベースの拡充や保護区とサンゴの分布状況についての逆分析も行うため、作業量の見積り方によって、各業者の積算が違ってくると思う。            決して潤沢な予算ではないが、作業量の配分に注意し、適切な予定価格を積算している。</li> <li>・公的機関・行政機関は、直接、環境省で行うが、地域会合の参加者の中には行政機関と併せて専門家の参加もあるので、事前の調整は契約相手方が行うこととした。</li> <li>・会議開催のための参加者の調整、会場の手配及び参加者の送迎といった事務的な業務も含まれている。            また、それに併せて会議の議論に必要なサンゴ礁のデータベースや保護区と実態の逆分析といった各国へのアンケート調査等の基礎的な情報の整備も業務に含まれている。</li> <li>・業務では、事務局に求められる機能的な知識や実際のドラフティングの役割もあり、切り離して契約をすると関係者が増え、調整に時間がかかる懸念がでてくる。            先方との調整の中でも戦略、必要性等も含めてのやり取りとなるため、同一業者で行うことが効率的と判断した。予定価格の積算はそれぞれに行っているが、費用に関しても一括して行うことが効率的と判断した。</li> </ul>

・複数年でやるべき内容の業務とも感じるが、毎年、契約相手方が変わると困るのではないか。

・会議開催だけではなく、専門的な業務も含まれるものについては、それらを分けるか又はセットであれば複数年にする等のバリエーションを考えてはどうか。

・このような事業は、確かに戦略を立てて会議は一回だけのものでも集大成のものであるので、複数年にわたる契約方法も考えて、なるべく、実態に沿って行政を効率的にできるように考えていただきたい。

・同一業者で行う方が、調整の流れの面で非常にやりやすいところはあるが、会議開催においては、機会をさまざまな業者に提供する意味では、仕様書を踏まえた実施能力のある業者の参加を検討していく必要があると考える。

・指摘のとおり、業務の質の確保や契約相手方にとっても複数年契約ということで、安定した人の確保といった利点がある。今後、このようなケースでは個別に検討していきたい。

意見・質問	回答
<p>平成21年度有明海・八代海再生フォローアップ調査業務</p> <p>契約方式：総合評価落札方式            契約相手方：いであ(株)            契約金額：34,650,000円            契約締結日：平成21年4月1日            担当部局：水・大気環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約変更について、発注者側が調査研究の内容を追加したことにより、一定の費用が必要になったということか。</li> <li>・ この業務は、もともと3年程度の計画で段階を切って成果を出すもの。今回は企画競争から総合評価方式に移行したということだが、当初から2年目の段階でノウハウを取得できるだろうから、移行しようと考えていたのか。</li> <li>・ この業務は、継続性のある業務という側面が強いということなのか。</li> <li>・ 10社ほど調査を請け負う業者があるということだが、現地には受けにくい状況等があるのか。これらは、全国展開している業者なのか。</li> <li>・ この場合、参加者確認公募で行うことは考えられないか。</li> <li>・ 環境省の入札に関する情報の出し方について、入札条件に関する情報伝達が十分であったのか。今後、入札に関する情報を伝達する場合は、科学的な知見も積極的に知らせることや、或いは、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査計画の一部の見直しを行い、ある程度やりくりはしたが、増額となった。</li> <li>・ ある程度、業務の内容が分かれば、どのような業者、計画であれば良いのか判断できるため、21年度は、技術や創意工夫等を提案させる総合評価方式が必要と考え移行した。</li> <li>・ 結果論からそう考えている。実際、有明海で海洋調査を行っている業者は10社ほどあるかと思われる。業者側としては、有明海においては過去に行われていない難しい調査だったのかもしれない。</li> <li>・ 10社ほどの中には、全国展開している業者も有明海や八代海等を中心に行っている業者もあると思われる。20年度に企画競争を行った際には、4者から企画書の提出があったので、21年度にも期待はしていた。また、政治的な影響はなかったと思っている。</li> <li>・ 企画競争を行った際にも4者からの提案があったことから、この場合は、参加者確認公募というよりは、総合評価という契約方式が適切ではないかと考えた。</li> <li>・ ご指摘のとおりである。前年度から実施している業者は、有利な点もあると思われる。情報を公開し、スタートラインを一緒にすることは当然である。</li> </ul>



できるような方法を考えるべきではないか。

- ・今回の業務は、前年度の企画競争の際に採用となった調査手法等の提案書に限定されてくることがあるのか。

総合評価方式にした狙いは、技術と価格を総合的に評価する契約方式であるため、業者にとっては非常に参入しやすく、門戸を広げた形にはなっている。

- ・この業務自体が、特殊な機械を使用し特殊な方法で行うものではないため、新しく準備することやノウハウの必要はなく、前年度の業務結果を十分確認して行えば、どの調査会社でもできた業務である。

意見・質問	回答
<p>平成21年度化学物質環境リスク初期評価等 実施業務</p> <p>契約方式：参加者確認公募方式            契約相手方：(独)国立環境研究所            契約金額：56,910,000円            契約締結日：平成21年7月24日            担当部局：環境保健部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度の知見が必要とされるのは理解できるが、1者になってしまう要因は、ガイドライン策定や専門的知見からの参画、貢献の実績なのか、それとも生態リスク評価が難しいのか。</li> <li>・ 参加者確認公募以外のもう少し競争性の高い方式もあり得るかもしれないが、もう他にないだろうという感覚は、どこから出てくるのか。</li> <li>・ 予算額の適正を担保するためには、どのような努力が積算の際にされているのか。</li> <li>・ かなり厳しい予算の中での評価ということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン策定には、世界的に流通しているいろいろな化学物質、また、業界からもOECDに化学物質の測定に関する知見をインプットすることから、化学物質に関する専門的知見が必要である。今回の契約相手方だけが十分な知識を持っていることで契約を行ってきた。            また、化学物質に関しては、環境省以外の所管省庁の方針も関わってくることから、自ずと限られてくると思われるが、限定するのは何ともいえない。</li> <li>・ 予算の実行規模と業務内容との絡みや効率性という観点が考えられる。</li> <li>・ 予算の範囲の中で21年度については、化学物質の数が16物質、健康と環境と両方評価できる物質が16あり、生態リスク評価だけ行えた物質が7物質であった。            このニーズと物質数との作業量について積算している。</li> <li>・ 予算が多ければ、評価を実施する物質数も多くなるであろうし、そうなれば他者も参入できる可能性もあるかもしれない。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p>平成21年度漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業（山口県）            契約方式：不落・不調随意契約            契約相手方：日本エヌ・ユー・エス(株)            契約金額：16,768,500円            契約締結日：平成21年6月18日            担当部局：水・大気環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価方式を行って1者応札、しかも不落随意契約という結果だが、入札説明会を行わなかった理由は何か。</li> <li>・ これは山口県だが、他に同様の事業が行われているのか。 ある場合、他の事業は、不落随意契約にはなっていないか。</li> <li>・ 他の同事業も準備期間が短く、総合評価方式にするには準備不足があり、環境省の責任ではなく、期間が短すぎた事情があったのか。</li> <li>・ かなりの増額変更になっているが、もともと業者が予算的に無理と考えた可能性があると思われるが、その辺りの目算はどうだったのか。 NPOを含めて地域の草の根で相当やりたい方々がおられると思う。 1者応札で不落随意契約、さらに増額というのは望ましくない。 終わった事業だが、また今後、法律に基づいて行うことだと思うので、改善点を含めて、今後どのようにしていきたいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この事業は、20年度の補正予算を繰り越して21年度に速やかに執行しなければならない緊急性の高いものであったため、入札説明会の手続きを省略したものである。</li> <li>・ 同様の事業があり、不落随意契約になっているものもある。</li> <li>・ 本契約については再公告であり、前回の公告を認識している業者は、ある程度理解があったと考えている。 二度にわたり公告、入札を行っており、必要な期間はとったと考えている。</li> <li>・ 事前調査における目算については、結果的にあまり清掃していない海岸や、或いは、海の底の方や土の中の目視できない部分にまで大量のゴミがあるという知見がなかったために目算を誤ったところは、今後の改善点と考えられる。 このような事業を国が直接的に行うかどうかは、政策の方向性的には恐らくないのではと考えるが、都道府県等が清掃事業を行う際に、予定価格の積算において、目に見えない部分の積算も行うようマニュアル等を通じて啓発していきたいと考えている。</li> </ul>

## 今回の審議全般を通しての委員の見解

品質確保の点について、制度としては入札を行った段階で調査を実施することや品質を満たさない事業、業務が行われた場合の損害金等の取り扱いがあるようだが、できるだけ未然に防止できるような仕組みを検討していただきたい。

総合評価方式など、より競争性の高い契約方式への移行が進んでいるが、業務の内容に応じ業務の特性などを考慮して、きめ細やかに検討していただきたい。

全体として、企画競争から総合評価方式に移行する流れができてきたが、無理に移行させるというよりは、むしろ1年では到底終わらないと思われる業務は複数年を考慮する等、いろいろなバリエーションを業務に応じて考えるべき時期に来たのではないか。

変更契約について、変更後の金額であれば、参入できた業者もあったかもしれない。もともと応募者が1者ということだが、初めての事業に関しては、変更があり得るわからない部分についてどのように進めていくかが、未だ課題として残っている。

参加者確認公募方式については、本当に1者しか考えられなくて、しかも国際的な業務として日本に割り振られてやるべきものということがある。このような業務については、むしろ、きちんとした予算を確保していく方法をどのように確立したら良いのか、検討いただきたい。

従来、国の機関が行ってきた業務では、これらを動かす仕組みというものについて、単に契約の方式だけではなくて、国の研究を将来に向けて行っていく場合、特に国際的にもいろいろなスタンダードにしていくような場合を考えて、戦略的にどうするのかということ踏まえ、早急に検討するべき。その一環として契約方針についても再検討するべきである。

例えば、競争性のない随意契約を考え、透明性があり、しっかりと説明ができる形で、何故、この機関が行うのか、これだけの金額になるのか等がはっきり出せるよう検討する時期に来ているのではないか。

今までの不都合なことを合理化する、出てきた歪みを一度検討するべきではないか。

これは今年というより、これからの課題として、内部の検討というよりも、むしろオープンなところで議論をしていただきたい。

特に今、環境省の場合、国際的な関連がいろいろある訳だが、国際的な会議の開催だけではなくて、そこへ向けての戦略等を作ることも含めて、国際機関や相手があるときに、それを環境省内だけでなく、研究機関に外注していく場合に、まず、第一には複数年で行う。

もちろん、透明性は十分にあり、積算も最初からディスカウントで行うような、きちんとした効率的な積算を行い、最初から複数年で行うことを織り込んだ入札を行うことにより、単に安いとか、契約方式に合っているということだけでなく、質と国際的な信用性を十分確保できることで行わないといけない。契約の問題だけではないが、それが一つの引き金になる危険性があるので、契約の方式を通じて考えたい。

企画競争を行い、いろいろな情報を集め、その次に総合評価という場合には、最終的に企画競争で集めた情報が、果たして他へきちんと開示されているのかどうか、それぞれの情報、研究成果も含めて、応札をする際には公平な条件で応札できるように、透明性を高めて開示をしていただきたい。

ノウハウも蓄積されつつあるので、応募をする条件を単に形式的ではなく、実質的に公平になるように、できるだけ分かりやすい情報、そしてアプローチしやすい仕組みについて、手続きや情報の提供、うまく行かなかった失敗例等を検証して、入札の際に一体どのような手続きを行うと、より

多くの業者が平等な条件で応札できるか検討していただきたい。

価格や内容、仕事の質で競争できる業務は、競争入札や企画競争、総合評価といろいろな手法があり得ると思う。1者しかできない業務であれば、やはり随意契約にならざるを得ないということだが、基本は何かと言えば、如何に外から見て公正な契約が行われているかということ。

競争入札は、そのような公正な契約を担保するための手法だと思うが、その辺りの基本に立ち返って考える必要があるのではないか。

どのようなものが公正な契約と評価されるのか、もう少し考えて行く必要がある。

今まで行き過ぎているところもあるが、そのような契約を戻すためにも、基本的なところを考えることが必要である。

競争性を持った入札をきちんと行い、結果的に1者の対応になってしまったということだが、では次の年はどのような工夫をすれば競争になるものに持っていけるのか。

もちろん、競争性のない契約方式でやらなければならない業務もあると思うが、競争性のある方式で契約すべきものについて、もう少しこのような工夫を今後は行うのだという説明等があれば、理解することができるし、よりよい競争性のある入札になって行くのではないか。

工夫して、もう少し実質的な良い意味での競争性を高めることが大切ではないか。